





問. パレルモ条約の国内担保法が整備されなくても、FATFのフォローアップから卒業できるのか。

(答)

- パレルモ条約の締結については、引き続き早期の対応を求められており、同条約を締結するための法整備については、組織犯罪対策、腐敗防止、人身取引対策の観点からも、早急にこれを実施する必要があると認識している。

- 他方、国内担保法案については、これまでに国内において様々な議論があり、慎重な検討が必要である。

- 来年10月の会合では、こうした取組や改正犯収法が予定通り施行されることも踏まえ、フォローアップからの卒業について判断される見込みであることから、現時点では確たることを申し上げられない。

